

第1回理事会 議決

令和8年度 事業計画書

(補正予算編成に伴う事業計画の見直し)

公益財団法人テクノエイド協会

目 次

I 基本方針	1
II 公益目的事業	
1. 福祉用具情報の収集及び提供に関する事業(公益目的事業1)	3
2. 福祉用具の適合調整、使用指導等を行う福祉用具関係技能者の 養成、資格認定及び研修等に関する事業(公益目的事業2)	4
3. 福祉用具の臨床的評価に関する事業(公益目的事業3)	7
4. 福祉用具等に関する調査研究事業(公益目的事業4)	7
5. 義肢装具士国家試験の実施(公益目的事業5)	9
6. 認定補聴器専門店の認定に関する事業(公益目的事業6)	9
III 収益事業	
福祉用具に関する書籍等の作成・編集及び販売に関する事業(収益事業)	9
IV その他	10

I 基本方針

厚生労働省は、令和8年度の社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築、物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進、包摂的な地域共生社会の実現等の3つを柱とし、厚生労働省の予算額としては、一般会計で約35兆円、前年度に比べて2.1%増となり、過去最大の規模の予算編成が行われた。また、令和7年度補正予算と合わせて切れ目のない対応を行い、医療・介護・障害福祉分野の賃上げや経営の安定、人材確保等に取り組むとしている。

その中で、福祉用具関係等については、次の重点項目が示された。

- 介護保険関係では、生産性の向上の取り組みを通じた介護サービスの質の向上等で
 - ・ 介護テクノロジー開発等加速化事業
 - ・ 介護テクノロジー導入支援事業など
- 障害福祉サービスでは、障害福祉分野における省力化・業務効率化の支援で
 - ・ 障害福祉介護テクノロジー導入支援事業
 - ・ 障害者自立支援機器等の開発等の促進など

令和8年度のテクノエイド協会の事業の方針については、これら施策の動向に対応した事業を注視しつつ、伴走した事業を展開していくこととする。

さらに、従来実施してきた、福祉用具に関する調査研究及び開発の推進、福祉用具情報の収集及び提供、福祉用具関係技能者の養成、義肢装具士にかかる試験事務、認定補聴器技能者の養成・研修の事業、認定補聴器専門店の認定などの各種事業を確りを行い、高齢者や障害者の福祉の増進に寄与するため、以下の事業について重点的に取り組むこととする。

(1) 福祉用具情報の収集及び提供

介護保険制度において、一部の貸与種目について貸与と販売の選択制が導入された。一方で貸与等品目も増えていることから、福祉用具利用者等に対し適切な情報提供が求められている。また、障害者の自立支援機器開発においては、ニーズとシーズのマッチングが益々重要課題となっている。こうした背景を踏まえ、TAISや福祉用具ニーズ情報収集・提供システム等について、利用者のニーズに即した使い勝手の良いシステムとなるよう一層の改善を行う。

また、介護施設等への導入支援の対象となりうる製品についても積極的に情報収集及び提供を行う。

(2) 福祉用具関係専門職の養成

福祉用具プランナー、リフトリーダーをはじめとする福祉用具関連職種の養成を継続して実施する。

また、令和7年度に登録者が5,000名を超えた認定補聴器技能者について、超高齢化に伴う難聴者の増加等を踏まえた質的、量的拡充を行う。

さらに、これらの福祉用具専門職が地域包括ケアシステムの一翼を担う重要メンバーとして位置づけられ、活躍できるよう関係機関との協議を進める。

(3) 介護テクノロジー等の開発・普及に関する取り組み

福祉用具・介護テクノロジーについて、利用者や介護現場のニーズを踏まえた製品が開発されるよう支援し、開発された介護テクノロジーの展示、シンポジウム等を内容とする介護テクノロジー全国シンポジウムを開催する等その普及啓発と利用の安全をより一層推進する。併せて、障害者自立支援機器の実用的な製品化を促進するため、障害者のニーズと企業・研究者のシーズのマッチングを一層強化することとし、当事者ニーズを捉えた良質な製品開発を推進するとともに、障害分野への技術転用についても積極的に喚起する。

(4) 福祉用具の臨床的評価に関する事業(公益目的事業3)を公益目的事業1に統合する

福祉用具の臨床的評価事業は、平成21年度から継続的に実施してきたが、JIS認証の更新停止の影響や、申請企業にとってのメリットの低下等により、QAP認証件数は減少し、現在は10件に留まっている。

このため、令和6年度に実態調査を実施し、今後の方向性について検討した結果、当該事業については、福祉用具情報システム(TAIS)を軸とした情報発信事業へと再編・移行することが望ましいとの結論に至った。

については、福祉用具の臨床的評価に関する事業(公益目的事業3)を公益目的事業1に統合し、製品概要、モニター評価、ヒヤリ・ハット情報、各種マーク・アワード等の情報を一元的に集約・発信する体制へ移行する。

※変更箇所をアンダーラインを引いています。

II 公益目的事業

1. 福祉用具情報の収集及び提供に関する事業（公益目的事業1）

（1）福祉用具情報システム（TAIS）事業

ア 福祉用具の効果的な利用を促進するため、国内の福祉用具製造事業者又は輸入事業者から、「企業」及び「福祉用具（※）」情報を収集・データベース化し、協会ホームページを通じて広く情報発信してきたところである。

本システムを運用して、引き続き都道府県及び市町村の担当者をはじめ、福祉用具専門相談員や、介護支援専門員、介護関係事業者、利用者・家族等に役立つ情報提供を行う。

また、令和8年度については、福祉用具に通信機能を備えた物の情報を積極的に収集し提供することとする。

（※）介護テクノロジーを含む。

（参 考） T A I S 登録数（令和7年10月現在）

登録企業 910社（803社）

登録製品 18,817件（17,237件）

※括弧内は令和6年度実績（以下、同様）

イ 福祉用具の臨床的評価に関する事業（公益目的事業3）を公益目的事業1に統合する
詳細については、公益目的事業3に記載

（2）福祉用具ニーズ情報収集・提供システム事業

障害のある方やその介護者等から福祉用具に対するご意見やご要望等を収集し、これをメーカー等に提供することにより、使いやすい良質な福祉用具の研究開発につなげるため、引き続き本システムを着実に運用する。

（参 考） 意見等の掲載件数（令和7年10月現在）

1,063件（1,038件）

（3）補装具製作者情報システム事業

障害者総合支援法の補装具費の支給を円滑に行うため、義肢装具製作（販売）所の所在地、取扱い種目等の情報を協会ホームページで「補装具制作（販売）業者情報システム」として着実な情報発信に努める。

（参 考） 義肢製作所登録件数（令和6年1月現在）

240社（242社）

(4) 義肢装具等完成用部品情報システム事業

義肢装具等の完成用部品について、利用者の身体状況や使用環境に適合した適切な完成用部品が選定されるよう、当該部品の対象者とその効果及び適応範囲や調整方法等についての詳細な情報を協会ホームページから情報発信する。また、令和8年度についても、新たに指定される完成用部品に関する情報の収集及び提供を図ることとする。

(参 考) データ登録数 (令和7年10月現在)

企業情報 67社 (79社)

部品総数 3,020点 (3,511点)

(5) 自助具の製作支援等情報提供事業

全国の自助具工房等が創意工夫しながら製作している自助具に関して、自助具製作に有用な材料やその工作法等の良質な情報を収集し、全国のリハビリテーションセンターをはじめ自助具工房等へ定期的に情報提供する。令和8年度についても、地域の自助具工房等の協力を得ながら情報収集を継続して行うこととする。

(参 考) 登録数 (令和7年10月現在)

既製品 152件 (155件)

製作事例 208件 (185件)

2. 福祉用具の適合調整、使用指導等を行う福祉用具関係技能者の養成、

資格認定及び研修等に関する事業 (公益目的事業2)

(1) 福祉用具プランナー養成事業

- ① 福祉用具は利用者の身体状況やニーズ、生活環境 (住環境や生活動線) などから適した福祉用具を選定、適合することが重要である。このため、福祉用具を適切に利活用し生活を支援する役割を担う専門職として福祉用具プランナーの養成研修を行う。

また、福祉用具プランナーの適切な福祉用具の選定、適合を推奨するため、動画等を活用した情報提供などを行う。

さらに、人材不足が問題化される介護現場での将来的なケアのあり方を踏まえた上で、現行の福祉用具プランナー集合研修カリキュラムに、介護テクノロジー分野の科目を付加し、実施することなど柔軟に対応する。

- ② 一方、福祉用具プランナーの上級の位置付けとなる「福祉用具プランナー管理指導者」については、福祉用具プランナーのさらなる質の向上及び福祉用具貸与事業者等の管理者として、また、福祉用具プランナー養成研修などの講師として育成することを目的に、引き続き単年度で管理指導者資格を取得できる養成研修を実施する。

(参考1) 令和6年度福祉用具プランナー修了者 385名
令和7年度福祉用具プランナー修了者 112名 (令和7年10月現在)

(参考2) 修了者累計

・福祉用具プランナー 16,118名 (令和7年10月現在)
・福祉用具プランナー管理指導者 172名 (令和7年10月現在)

(参考3) 令和8年度養成人員 (予定)

・福祉用具プランナー 200名
・福祉用具プランナー管理指導者 10名

(2) 可搬型階段昇降機安全指導員の養成事業

介護保険制度において可搬型階段昇降機を提供する福祉用具専門相談員には、階段移動用リフトの製造事業者等が実施している講習を受講し、かつ、当該講習の課程を修了した旨の証明を受けていること、並びに当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族等に行ったうえで、実際に階段昇降機を使用させながら指導を行うことが定められている。このため、(一社)全国福祉用具人材育成協会(メーカー等の組織)と連携し基礎講習会を実施し、資格要件を満たした申請者に可搬型階段昇降機安全指導員資格証を付与する。

(参考1) 令和6年度基礎講習修了者 147名 資格証交付 110名

(参考2) 令和7年度基礎講習修了者 108名 (うち、当協会実施分 38名)
資格証交付 56名 (令和7年10月現在)

(参考3) 資格証交付者累計 3,333名 (令和7年10月末現在)

(参考4) 令和8年度開催予定 東京 (20名×3回) 他

(3) リフトリーダー養成研修

リフト等の導入による利用者の安心・安全な移乗や介護者の腰痛予防対策を推進し介護労働力を維持・向上するため、介護リフト普及協会、介護実習・普及センター及び全国福祉用具専門相談員協会等と連携し、施設内でリフトの導入計画、職員研修、指導助言等の中核となる人材としてリフトリーダーの養成研修を実施する。

また、現行のカリキュラム及びテキストの見直しを行い実態に即した内容に整理し、速やかに新カリキュラムに基づいた内容に移行する予定である。

(資料1) 令和6年度修了者 636名

令和7年度修了者 395名 (令和7年10月末現在)

(参考2) 修了者累計 7,683名 (令和7年10月末現在)

(参考3) 令和8年度養成人員 (予定) 500名

(4) 車椅子姿勢保持基礎講習

高齢者、障害者の体幹機能や姿勢・座位保持機能の低下を軽減し、活動範囲の拡大と自立促進を目的とした車椅子での適切な姿勢・座位保持の知識、技術を習得するため、車椅子姿勢保持適合技術連絡会と連携し、福祉用具専門相談員や病院・施設の介護従事者等を対象とした講習会を実施する。

- (参考1) 令和6年度修了者 86名
令和7年度修了者 99名(令和7年10月末現在)
(参考2) 修了者累計 862名(令和7年10月末現在)
(参考3) 令和8年度開催予定 東京(10名×1回)

(5) 福祉用具テーマ別セミナー

特定のテーマを設定し、対象者を絞った専門性の高いセミナーを開催し、福祉用具、住環境整備等が生活全般の支援に役立つための専門的な知識、技術の向上を図る。令和8年度は5テーマ程度の内容を企画し当協会でも実施するほか、地域での開催についても検討する。

(6) 認定補聴器技能者の養成

2025年以降は団塊の世代が全員75歳以上になり、社会保障費の増大、医療・介護体制の維持困難、労働力不足など様々な社会問題が顕在化するといわれている。難聴の問題においては、75歳以上の約半数が難聴に悩んでいるという調査結果が出されている(Wasano K 2021)。国民の「聞こえ」を保障し生活の質(QOL)を高めるために、認定補聴器技能者の養成・質の確保等について関係団体等と協働して取り組む。

- (参考1) 認定補聴器技能者登録数 5,226名(令和7年11月現在)
(参考2) 令和6年度認定補聴器技能者資格取得者数 519名

令和8年度に行う養成事業

① 講習会

区 分	実施時期(予定)	開催地	受講予定者数
第I期養成課程	① eラーニング	東京都	640名
	② スクーリング		576名
第II期養成課程	集合講習	東京都	600名
第III期養成課程	実技実習	東京都	554名
第IV期養成課程	集合講習	東京都他	618名
認定補聴器技能者に対する講習	数回	ブロック単位	1,300名

② 試 験

区 分	実施時期（予定）	開催地	受験予定者数
第 34 回 認定補聴器技能者試験	R8. 11 月	東京都	618 名

3. 福祉用具の臨床的評価に関する事業（公益目的事業 3）を公益目的事業 1 に統合する

福祉用具の臨床的評価に関する事業については、平成 21 年度から継続的に取り組みを重ねてきた。平成 27 年度には 193 件の QAP 認証登録が行われ、事業は順調に推移していたが、その後、認証の前提となる JIS 認証を更新しない製品が相次いだことや QAP マークを取得することによるメリットなどもあまりないことなどから、現在では認証件数は 10 件と低調な状況に留まっている。

このような状況を踏まえ、令和 6 年度には「福祉用具の臨床的評価に関する実態調査」を実施し、今後の事業の方向性について検討を行った。調査報告書では、福祉用具の有効性・安全性の確保および利用促進という三つの視点から、外部組織が実施している関連マーク制度、アワード事業、研究事業等の実態を調査し、今後の臨床評価事業の方向性について次のような提案が示された。

臨床的評価事業については、福祉用具情報システム（TAIS）を軸とした情報発信事業へと移行し、福祉用具の製品概要、実践現場におけるモニター評価、ヒヤリ・ハット情報、QAP マーク、外部の好事例表彰、SG マーク、PS アワード、かわさき基準などの情報を発信することにより、臨床的な側面からの使い勝手の評価や安全な利用の促進につなげていく。

以上のことから、福祉用具の臨床的評価に関する事業（公益目的事業 3）を福祉用具情報の収集及び提供に関する事業（公益目的事業 1）に統合することとし、定款の変更及び事業計画の見直し並びに予算の組み換えを行うこととする。

4. 福祉用具等に関する調査研究事業（公益目的事業 4）

（1）福祉機器開発普及等事業

福祉機器ニーズの増大・多様化、科学技術の進歩による高度化に適切に対応し、真に障害者等の役に立つ福祉機器の開発普及等を推進するため、福祉機器に関する調査研究及び福祉機器のニーズとシーズの適切な情報連携の促進を行うことにより、障害者等の福祉の向上に資する。

（2）障害者自立支援機器等開発促進事業

障害者及び障害児（以下「障害者」）の自立を支援する「障害者自立支援機器（以下「支援機器」）」は、障害者の活動や参加を促すものとして、極めて重要な役割を果たすものである。

障害者福祉の現場において、真に必要とされる支援機器を開発するためには、着想の段階から障害者や支援者の「ニーズ（課題や要望）」と、企業や研究者等の「シーズ（技術）」をマッチングすることが大切であり、シーズ志向型の開発とならないよう、障害者の置かれている状態は勿論のこと、現場のニーズを的確に捉えた支援機器の開発を推進することが求められる。

本事業では、支援機器のユーザー側が持つニーズと開発側が持つシーズのマッチングを目的とした交流会を開催するとともに、地域で支援機器の開発・普及に関する取り組みを行う事業者・団体等へ働きかけ、交流会の場を活用して事例報告会を開催することとする。併せて、本事業では、製品化された障害者自立支援機器の普及啓発にも積極的に取り組むこととする。

（３）介護テクノロジー開発等加速化事業

介護テクノロジー等の開発・普及について、開発前の着想段階から介護テクノロジーの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズに適した実用性の高い介護テクノロジーの開発が促進されることが必要である。このため、開発中の試作機器について全国の介護施設等の協力を得て介護現場でのモニター調査の実施、さらに開発成果の普及啓発等を行うなど、開発の各段階で必要な支援を行うことにより、介護テクノロジーの開発等の加速化を図る。

また、介護テクノロジーの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護テクノロジー導入の相談・体験やシンポジウム等を開催する。

併せて、本事業では、福祉用具等の利用安全を推進する取り組みとして、高齢者・障害者介護の現場で発生している（或いは「発生する恐れがある」）福祉用具等にかかわる「事故及びヒヤリハット情報」の提供を呼びかけ、収集した情報の要因分析を行い、重症事故等を未然に防止するための事例を作成し、ホームページ等を通じて福祉用具事故・ヒヤリハット情報を提供する。

（４）福祉用具貸与価格適正化推進事業

介護保険における福祉用具貸与の適正化を推進するため、全国平均貸与価格や上限額の公表、相談窓口の設置や関係機関との連携を図りながら、制度の円滑な運用に資する。

（５）消費生活協同組合助成金事業

全国生活協同組合連合会、大阪府民共済生活協同組合、全国労働者共済生活協同組合連合会、東京都民共済生活協同組合から助成金をいただき、介助用リフトの使い方（移乗方法、吊り具の装着方法等）について、研修用ツールとしても活用できる動画及びリーフレットを作成し、普及啓発を図る。

(6) 障害者政策総合研究事業

厚生労働研究「補装具の構造、原材料及び工作法等に関する体系的研究(3年計画の1年目)」の聴覚系補装具に係る調査研究事業を行う。

令和8年度は厚生労働省と協議のうえ、事業を実施することとする。

5. 義肢装具士国家試験の実施(公益目的事業5)

義肢装具士法第17条に基づき、(公財)テクノエイド協会が義肢装具士国家試験の指定試験機関として指定され、試験実務を担っている。

(参考1) 令和8年度(第40回)は次のとおり実施する。

- ・実施時期 令和9年2月
- ・開催地 東京都

(参考2) 義肢装具士累計合格者 6,460名(令和7年11月現在)

6. 認定補聴器専門店の認定に関する事業(公益目的事業6)

補聴器の適正な販売を行うために必要な、人的要件(認定補聴器技能者の常勤)及び物的要件(補聴器の調整に必要な設備及び機器の整備)並びに業務運営の実態が認定補聴器専門店の遵守すべき基準(補聴器相談医との連携など)に適合していると認められる補聴器販売店を補聴器協議会の審議を経て認定補聴器専門店として認定する。

また、認定補聴器専門店に関する情報をホームページから情報提供する。

(参考1) 認定補聴器専門店数(令和7年11月現在)

1,070店舗(999店舗)

(参考2) 令和8年度新規登録予定店舗数 58店舗

令和8年度更新予定店舗数 210店舗

Ⅲ 収益事業

- 福祉用具に関する書籍等の作成・編集及び販売に関する事業(収益事業)

福祉用具について学習する者のために、「福祉用具支援論」、「ICFの視点に基づく自立生活支援の福祉用具」の販売を行う。

IV その他

1. 福祉用具関係団体等のプラットフォーム機能の強化

福祉用具の一層の普及や活用、相談体制の確立に向けて、「全国福祉用具相談・研修機関協議会」等の活動支援を行う。また、福祉用具関係の行政、関係団体、企業等がその活動報告を行うとともに交流を深めるための福祉用具関係者新年交流会の開催等、福祉用具関係者のプラットフォーム機能の強化を図る。

さらに、全国福祉用具相談・研修機関協議会と協同し、福祉用具、介護テクノロジー等を地域で普及・啓発するための拠点となる全国の介護実習・普及センター等とオンラインミーティングを開催し、情報共有、情報交換等を行い介護実習・普及センター等の活性化と機能強化を図る。

2. 広報事業の実施

国際福祉機器展などで福祉用具、義肢装具及び補聴器等の適切な普及促進を推進するため、関係団体の協力を得てパネル展示等の啓発普及活動を行う。

3. 海外調査の企画支援

我が国の福祉用具関連企業や研究者等が、各国の福祉機器の開発状況や活用実態を把握するための視察ツアーの企画の支援を行う。

4. テクノエイド協会 40 周年記念事業の準備

当協会は昭和 62 年(1987 年)3 月 16 日の設立以来、着実に事業を推進してまいりましたが、令和 9 年度(2027 年度)に創立 40 周年を迎えます。これに伴い、令和 8 年度中に 40 周年記念事業に向けた準備を進めることといたします。